

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の降給に関する条例

平成28年 3 月 28 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第 2 項及び第28条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の取扱い)

第 2 条 降給の取扱いについては、職員の降給に関する条例（平成28年矢巾町条例第 6 号）の例による。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。